

第2次魚沼市人権教育・啓発推進計画（案）の パブリックコメントを募集します

人権尊重の国際的な意識の高まりと国内外の様々な人権侵害の現状を背景として、平成12年に「人権教育及び人権啓発の推進に関する法律」が制定されました。この法律により、平成27年に魚沼市人権教育・啓発推進計画を策定し、人権施策の基本的な方向性を明らかにしていましたが、社会情勢等の変化を踏まえ、令和3年に中間見直しを行いました。

計画の最終年度にあたり、インターネットの普及など、人権をめぐる社会情勢の変化等を踏まえ計画の改定を行うこととなりました。

前年度に実施した「人権に関する市民アンケート調査」及び魚沼市人権教育・啓発推進計画策定委員会等の審議を経て、このたび、第2次魚沼市人権教育・啓発推進計画（案）を取りまとめましたので、皆様のご意見を募集します。

●意見等を募集する計画案

第2次魚沼市人権教育・啓発推進計画（案）

●意見等の募集期間 令和8年2月10日（火）～3月11日（水）

●意見等の提出方法

任意の用紙に住所、氏名、電話番号、ご意見を記入し、市民福祉部市民課若しくは北部事務所に直接お持ちいただくか、市民福祉部市民課市民相談係に郵送、FAX又は電子メールで提出してください。

●意見等提出の際の注意点

- ①匿名の方のご意見は受け付けませんので、ご注意ください。
- ②電話、口頭での直接聴き取りは行いません。

●その他

「障害」の表記について、国においては、法令における表記は当面「障害」を用いることとしていますが、常用漢字表は地方公共団体や民間組織においてそれぞれの考え方に基づいた表記を用いることが可能とされていることから、本計画では、「害」の字が持つマイナスイメージや当事者への配慮から、原則として「障がい」と表記し、法律の名称や法令等で定められている用語等は「障害」と漢字表記しています。

●担当課（問い合わせ先）

市民福祉部市民課 市民相談係

〒946-8601 魚沼市小出島 910 番地

TEL : 025-792-8844 FAX : 025-792-5600 E-Mail : soudan@city.uonuma.lg.jp